



報道発表資料の配付日時 3月 5日 (木) 14時00分

発表項目 (行事名)	「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について		
記者レクチャー のお知らせ			発表者
			発表場所
概要	標記について、別紙のとおりお知らせします。		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	胆振総合振興局記者クラブ

担当 (連絡先)	胆振総合振興局室蘭建設管理部治水課 (担当者: 課長 矢野 明) TEL ダイヤルイン 0143-24-9544 内線 4330
-------------	---

いのちとくらしをまもる
防災減災令和2年3月5日
北海道胆振総合振興局
室蘭地方気象台

「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

「平成30年北海道胆振東部地震」の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を、令和2年3月10日14時から以下の割合に変更して運用します。

通常基準の7割 → 8割：厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町

通常基準の8割 → 通常基準：苫小牧市、新冠町、新ひだか町

平成30年北海道胆振東部地震により、震度5強以上を観測した厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町、苫小牧市、新冠町、新ひだか町では、地盤の緩みを考慮し、北海道胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を、通常より基準を引き下げた暫定基準を設け運用してきました。

今般、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果から、下記のとおり暫定基準を変更して運用することとしました。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布^{※1}も今回の変更を反映した判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞り込みに御活用ください。

なお、今回の変更後も暫定基準で運用する厚真町、安平町、むかわ町、日高町門別、平取町では、令和2年の降雨期を経た後、改めて検証を行います。

記

- 1 暫定基準を変更する日時：令和2年3月10日14時^{※2}
- 2 暫定基準を変更する市町：別紙のとおり

※1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細は以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

北海道では、土砂災害危険度情報等を以下のホームページで公開しています。

（北海道土砂災害警戒情報システム <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>）

※2 悪天等のため延期することがあります。

問合せ先：胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課 電話：0143-24-9544
室蘭地方気象台 土砂災害気象官 電話：0143-22-4249

土砂災害警戒情報の暫定基準を変更する市町

